

地域公共交通会議設置要綱の改正(案) 及び運賃料金協議会設置要綱の策定(案)

1 設置要綱の改正・改正理由

令和5年10月1日付けで道路運送法の改正があり、その中で地方自治体各位が行うコミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の協議運賃に関する取扱いの改正があった。この改正内容を東浦町地域公共交通会議設置要綱に反映するため、令和6年4月1日付けで東浦町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正するとともに、東浦町運賃料金協議会設置要綱を策定します。

【補足】道路運送法の改正（協議運賃に関する主な変更点）

- 改正以前
各自治体が道路運送法上にて行っている地域公共交通会議にて協議・決定する。
- 改正以降
地域公共交通会議では決定が不可となり、道路運送法第9条第4項に掲げる者のみで構成される別の協議会（運賃料金協議会）にて決定する。

2 地域公共交通会議設置要綱の改正

（1）改正内容

上記の改正理由を反映するほか、設置要綱上の記載を一部変更する。改正内容は下表のとおりである。

表1 東浦町地域公共交通会議の設置要綱の改正内容

	内容
1	協議事項から運賃・料金に関する事項を省く。
2	町長が委員の任命又は委嘱をしていたものを会長が行うものとする。
3	町長が副会長および監事の任命していたものを会長が行うものとする。
4	報償費について明記する。
5	負担金の使途に関する第10条の別表（4）の町長を会長に置き換える。

(2) 新旧対照表

東浦町地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。表2の「改正前の欄の条」を「改正後の欄の条」に改める。

表2 東浦町地域公共交通会議設置要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な<u>旅客運送の態様等</u>に関する事項</p> <p>(2) から (4) まで 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、<u>会長及び委員</u>をもって組織し、委員は30人以内とする。</p> <p>2 <u>会長は、町長又はその指名する者</u>をもって充て、会務を総理する。</p> <p>3 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、会長が任命又は委嘱する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 交通会議に、<u>副会長及び監事</u>を置</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な<u>乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等</u>に関する事項</p> <p>(2) から (4) まで 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、<u>委員30人以内</u>で組織する。</p> <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命又は委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>東浦町長又はその指名する者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 交通会議に、<u>会長、副会長及び監事</u></p>

<p>き、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、必要に応じて委員(第3条第3項第11号から同項第13号までに掲げる委員を除く。)の代理出席を認めるものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(利用者部会)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用者部会の委員は、第3条第3項第5号、第6号、第12号及び第13号に定める委員並びにその他の者で、内容により会長が必要と認めたもので構成する。</p> <p>3 略</p> <p>(報償費)</p> <p>第13条 委員の報償費は、東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年3月27日条例第9号)の例により支給する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 略</p>	<p>を置き、会長は町長又はその指名する者をもって充て、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。</p> <p>2 会長は、会務を総理する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会長は、必要に応じて委員(第3条第2項第12号から同項第14号までに掲げる委員を除く。)の代理出席を認めるものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(利用者部会)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 利用者部会の委員は、第3条第5号、第6号、第13号及び第14号に定める委員並びにその他の者で、内容により会長が必要と認めたもので構成する。</p> <p>3 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第13条 略</p>
---	--

別表を次のように改める。

別表(第10条)

(1) 報償費	講師謝金、委員等への謝礼
(2) 需用費	消耗品費、食糧費(会議用お茶代)
(3) 委託費	委託費
(4) その他	上記以外で会長が認めるもの

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(3) 改正後の東浦町地域公共交通会議設置要綱

改正後の東浦町地域公共交通会議設置要綱は以下のとおりである。

東浦町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 町運営有償運送に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (4) その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織し、委員は30人以内とする。

2 会長は、東浦町長又はその指名する者をもって充て、会務を総理する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が任命又は委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (6) 愛知県都市・交通局交通対策課の職員
- (7) 愛知県知多建設事務所維持管理課の職員
- (8) 愛知県半田警察署交通課の職員
- (9) 東浦町商工会の代表者
- (10) 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会の代表者
- (11) 連絡所長
- (12) 利用者の代表者
- (13) 公募により選考された者
- (14) その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間を任期とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第5条 交通会議に、副会長及び監事を置き、副会長および監事は委員の中から

会長が任命する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員（第3条第3項第11号から同項第13号までに掲げる委員を除く。）の代理出席を認めるものとする。

4 議決は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開する。

(利用者部会)

第7条 交通会議に諮る事案の協議及び調整を行うため、利用者部会を置く。

2 利用者部会の委員は、第3条第3項第5号、第6号、第12号及び第13号に定める委員並びにその他の者で、内容により会長が必要と認めたもので構成する。

3 利用者部会は、協議結果を交通会議に提出することができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(負担金)

第9条 交通会議の運営等に必要な経費について、町は負担金を支出する。

(負担金の使途)

第10条 負担金は別表に掲げる経費に使用するものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務に関し必要な事項は別に定める。

(会計)

第12条 交通会議の収入及び支出に関し必要な事項は別に定める。

(報償費)

第13条 委員の報償費は、東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年3月27日条例第9号）の例により支給する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

(1) 報償費	講師謝金、委員等への謝礼
(2) 需用費	消耗品費、食糧費（会議用お茶代）
(3) 委託費	委託費
(4) その他	上記以外で、会長が必要と認めるもの

3 運賃料金協議会設置要綱の策定

(1) 運賃協議の手続き

道路運送法の改正により、コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃・料金は、地域公共交通会議とは別の会議体（運賃料金協議会）で協議すること、及び、あらかじめ公聴会の開催等の措置を講じることが規定された。なお、運賃協議手続きが必要な場合は下表のとおりである。

表3 運賃協議が必要になる場合

	内容
1	新たに協議運賃を適用する路線または区域（以下「協議路線等」という。）を設定して運行する場合
2	既に運行している協議路線等とは別の経路・区域で協議路線等を設定して運行する場合
3	既に運行している協議路線等における運賃を改定する場合
4	（路線定期運行または路線不定期運行のとき） 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、停留所を新設（移設）する場合（ただし、停留所を移設する際、運賃に変更がない場合を除く）
5	（区域運行のとき） 既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、営業区域の新設（拡大）または運送の区間を新設する場合

【補足】協議運賃とは

コミュニティバス（乗合バス・乗合タクシー）の運賃の変更については、通常は、国土交通大臣が適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを審査し許可する。しかし、運賃についての規定を定める「道路運送法」では、この運賃を地元の合意形成の基で決定することができる定められている（第9条第4項）。

「協議運賃」とは、こうした方法で決定された運賃のことを言い、これに係る合意形成の場が運賃料金協議会となる。

(2) 東浦町地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

東浦町地域公共交通運賃料金協議会設置要綱は以下のとおりである。

東浦町地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(目的)

第1条 東浦町地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会は、会長及び委員をもって組織し、委員は10人以内とする。

2 会長は、東浦町地域公共交通会議の会長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が任命又は委嘱する。

(1) 運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(2) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(3) 連絡所長の代表

(4) その他運賃料金協議会が必要と認める者

4 委員の任期は、1年を超えない範囲の期間で、運賃料金協議会に諮られた運賃等の協議が終了するまでとする。

(運賃料金協議会の運営)

第4条 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

3 運賃料金協議会の議決は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員の3分の2をもって決するものとする。

4 運賃料金協議会は、原則として公開する。

5 運賃等に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(運賃等に係る連絡・通報窓口)

東浦町都市整備部まちづくり課公共交通係

連絡先：TEL 0562-83-3111

FAX 0562-83-9756

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を

尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、東浦町地域公共交通会議に報告する。

(負担金)

第6条 運賃料金協議会の運営等に必要経費について、町は負担金を支出する。

(報償費)

第7条 委員の報償費は、東浦町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年3月27日条例第9号)の例により支給する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。